

## (登録商標)「SR - CF工法」の適用範囲について

### 背景

最近の「SR - CF工法」の普及進展に伴い、既存コンクリート構造物の補強・補修を行う際に、SR - CF工法の特徴であるCFアンカーを用いて行うものを総じて「SR - CF工法」と呼称するなど、この商標の適用範囲と特許の範囲が混同されている面が見受けられます。

SR - CF工法研究会では、登録商標「SR - CF工法」は、次の技術の範囲内に適用するものとしていますので、ご承知おきください。

### 登録商標「SR - CF工法」の適用範囲

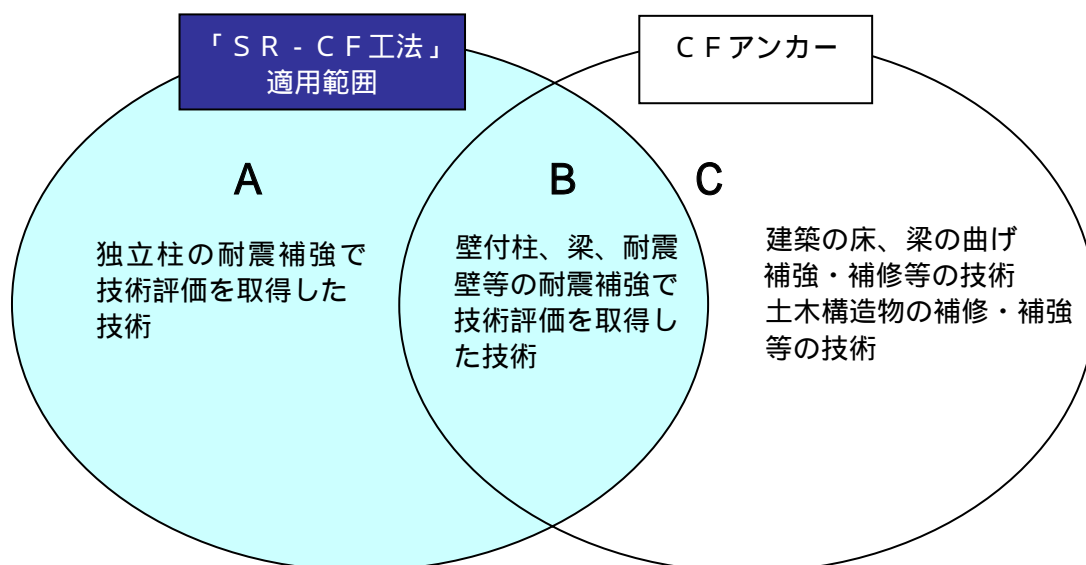
(1) CFアンカーを使用しないもの(下図A)

- ① (財)日本建築防災協会の技術評価による独立柱のせん断補強

(2) CFアンカーを使用するもの(下図B)

- ① (財)日本建築防災協会の技術評価による壁付柱、梁、壁のせん断補強

「SR - CF工法研究会の技術範囲」と「CFアンカー特許適用範囲」の関係図



### 注)

1. SR - CF工法研究会が活動目的とする技術範囲は、上図のA及びBである。
2. 上図B及びCの技術を施工する場合には、特許所有者からの許諾が必要である。
3. 上図Cは、「CFアンカー特許適用範囲」のうち、上図B以外の技術で、設計者と特許実施権者間で独自に設計し施工する範囲である。

Cのうち、「CFアンカー」を土木構造物の橋梁・橋脚などに採用する場合には、(財)土木研究センターから建築技術審査証明(建技審証 第0603号)を取得した「CFアンカー」の建築技術審査証明報告書に基づいて使用することができます。

以上